

機構集積協力金

詳細は市町村役場担当課又は県農林事務所農業振興課、もしくは県庁農政部農業経営課までお問い合わせください。

(1) 地域集積協力金

農地中間管理機構（機構）を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。※人・農地プランの地域内

<交付要件>

交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること。

担い手の不足地域等、一定の条件下で申請時の当該割合を1/2に緩和。※目標年度までに当該要件を達成する必要

<交付単価表>

区分	機構の活用率（累積）		交付単価 （農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
5	—	80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

※過去に交付を受けた地域で再度申請する場合は、前回の区分より高い区分で取り組む場合に交付。

■交付対象面積

- ・貸付面積（貸付期間6年以上）
- ・農作業委託面積（基幹3作業以上を10年以上）

■機構の活用率

$$\frac{\text{貸付総面積} + \text{農作業委託面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

■中山間地域

- ・農林統計上の中間農業地域、山間農業地域（旧市区町村別）

遊休農地解消緊急対策事業

1年以内に受け手へ貸付けが期待できる遊休農地について、要件を満たせば、解消のため機構が除草等の簡易な整備を行う事業です（作業費用を一部ご負担いただくことがあります）。

詳細は市町村役場担当課までお問い合わせください。

農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理事業を活用することで、農業者の費用負担を求めずに基盤整備できる事業です。

詳細については、県農林事務所農地整備課又は市町村役場担当課、もしくは岐阜県土地改良事業団体連合会までお問い合わせください。

(2) 集約化奨励金

機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、奨励金を交付します。

※人・農地プランの地域内

<交付要件（翌々年度までに達成）>

地域の農地面積に占める同一耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等

<交付単価表>

区分	地域の団地面積の割合	交付単価 （農作業委託）
1	10pt以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
2	20pt以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)
	既に30%以上の地域は、1団地あたりの平均面積が1.5倍以上	

※区分2はいずれかの要件を満たすこと

■交付対象面積

- ・新たに団地化（増加）した面積
- ・転貸面積
- ・農作業受託面積（基幹3作業以上）

(3) 経営転換協力金

農業部門の減少により経営転換する農業者やリタイアする農業者等が、機構に農地を貸付ける場合に協力金を交付します。

<交付要件>

農地を10年以上機構に貸付けること 等

<交付単価表>

交付単価	上限額
1.0万円/10a	25万円/戸

※令和5年度までの時限措置。

※地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付対象となります。

※国の予算状況によっては要望どおり交付できない場合があります。

※交付要件を満たさなくなった場合返還となる場合があります。

農地中間管理機構の出し手に対する税制措置

農地中間管理事業の活用状況等に応じて、当該農地が固定資産税の軽減や課税強化の対象になる場合があります。

詳細については、市町村役場担当課までお問い合わせください。

# 農地中間管理事業

「農地中間管理機構」が農地を借受け、まとまりのある形で利用できるように配慮し、担い手に農地の貸付けを行う制度です。



令和4年8月



## お問い合わせ先

● 農地中間管理事業について

最寄りの地域窓口（市町村役場・JA）  
**農地中間管理機構 一般社団法人 岐阜県農畜産公社**  
 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階  
 TEL: 058-215-6434 FAX: 058-215-6435  
 Eメール: gifu-kiko@gifu-notiku.com  
 ホームページ: <https://nochichukan-gifu.com>

● 機構集積協力金について

最寄りの県農林事務所農業振興課 又は 市町村役場担当課  
**県庁農政部農業経営課**（TEL: 058-272-1111 (内線2888)）

● 税制措置について

市町村役場担当課

● 遊休農地緊急対策事業について

市町村役場担当課

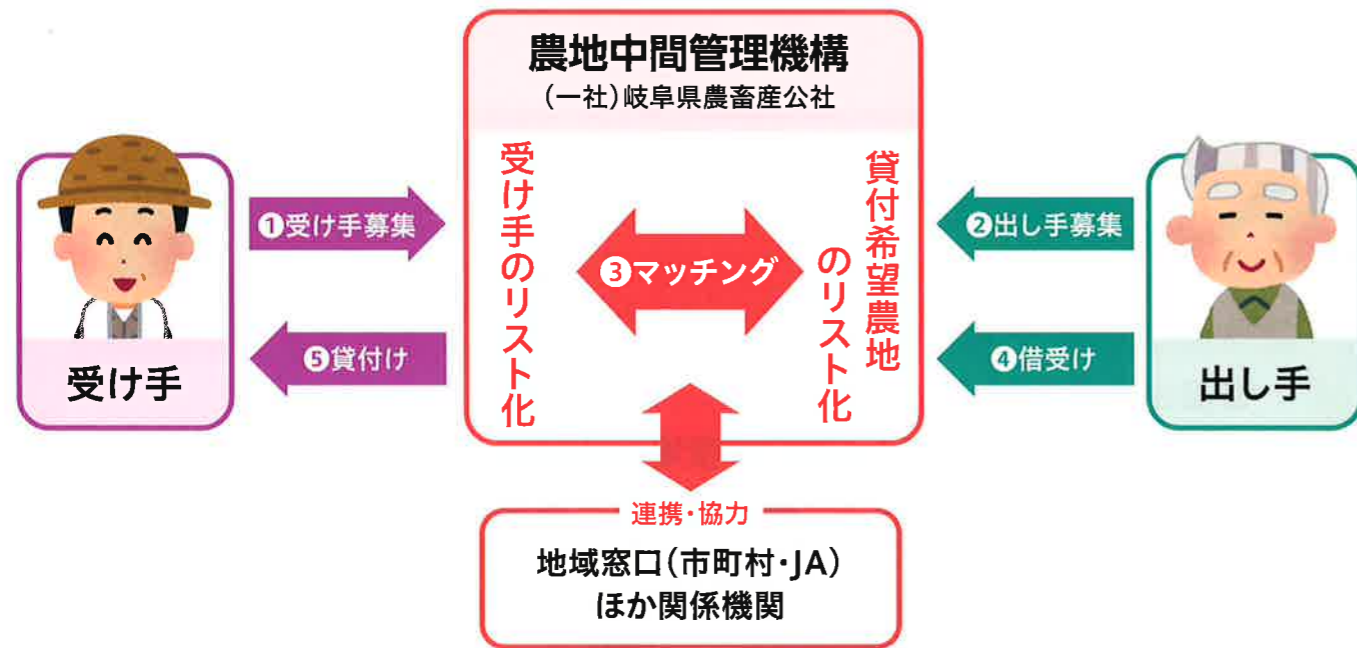
● 農地中間管理機構関連農地整備事業について

県農林事務所農地整備課 又は 市町村役場担当課  
**岐阜県土地改良事業団体連合会**

## こんなお悩みを抱えた方におすすめしています!!



## 農地中間管理事業の仕組み



- ① 農地の借受希望者(受け手)を募集し、受け手リストを作成します。
- ② 農地の貸付希望者(出し手)を募集し、貸付希望農地リストを作成します。
- ③ 受け手・出し手の情報をマッチングします。
- ④ 受け手への貸付けが見込める農地を借受けします。
- ⑤ 受け手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、貸付けます。

### 受け手のメリット

- ・ 出し手と個別に交渉する必要がありません。
- ・ 契約や賃料の支払いが一度にできます。

### 出し手のメリット

- ・ 受け手を探し、交渉する必要がなく、賃料のやりとりなどの手間も減らせます。
- ・ 公的な機関なので安心して農地を預けることができます。

## 農地中間管理事業の実施方法・基準等について

### 受け手(農地の借受希望者)の募集

- 募集は、地域の特徴や担い手の状況等を踏まえ設定する区域(市町村や大字など)ごとに、随時実施しています。
- 受け手の応募は、機構又は地域窓口(市町村・JA)で受付けます。
- 募集結果は、公社のホームページで公表します(氏名、希望内容など)。  
→ 公表は、変更や取り下げの申し出がない限り継続されます。

### 出し手(農地の貸付希望者)の募集

- 受け手の応募状況等を踏まえ、出し手の募集を行います。
- 出し手の応募は、地域窓口(市町村・JA)で受付けします(実施時期や方法は各地域で異なります)。

### 農地の借受基準・ルール(出し手→機構への借受け)

- 対象地域は原則、市街化区域以外の農地となります。
- 利用が困難な遊休農地や、受け手が見込まれない農地は借受けしません。
- 契約期間は、概ね10年以上が基本となりますが、希望する場合には、概ね5年まで短縮することができます。  
※一部の支援措置(経営転換協力金等)については、10年以上の貸付けが要件となります。
- 農地の貸付先(受け手)の決定は、機構へ一任いただきます。
- 借受農地については「農地中間管理機構関連農地整備事業」が実施される可能性があります。

### 農地の貸付先の決定ルール(機構→受け手への貸付け)

- 貸付先の決定に当たっては、以下の事項に配慮するとともに、①現在経営している農地との位置関係、②借受希望条件との適合性、③地域農業の発展に資する程度などにより優先順位を付け、受け手と協議のうえ決定します。

#### 配慮事項

- ① 受け手の規模拡大又は農地集約につながること
- ② 既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと
- ③ 新規参加者が効率的・安定的な農業経営を目指していけること
- ④ 人・農地プランの内容
- ⑤ 利用農地の集約化を図る観点から、担い手間の利用権の交換や、集落営農(法人)への貸付けを優先すること

- 貸付農地については「農地中間管理機構関連農地整備事業」が実施される可能性があります。

### 賃料の設定

- 賃料は、地域の平均的な水準を基本に、受け手、出し手と協議のうえ決定します。

### 借受後の所有者変更

- 農地の借受後に、所有者や住所等の変更があった場合には、地域窓口(市町村・JA)までお知らせください。所定の手続きをご案内します。